

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「開示請求者に関する『こども安全課情報連絡メモ』（平成22年9月2日～平成23年3月28日）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「開示請求者による平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行政不服審査請求の関係書類一式」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）について、平成23年5月30日付けで行った部分開示決定のうち、本件対象保有個人情報2の不開示部分については開示すべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成23年5月2日付けで、「こども安全課における〇〇〇〇に関する全ての記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成23年5月30日付けで本件対象保有個人情報1及び2の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法に基づき、平成23年8月1日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年8月30日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年8月30日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年10月4日、申立人から意見書の提出を受けた。

- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月21日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年7月26日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 「こども安全課情報連絡メモ」は、こども安全課職員が外部の者と電話等で対応した際の概要を記したものである。不開示部分は、開示請求者以外の個人情報が含まれ、条例第17条第3号に定める開示しない理由に該当する。また、職員の所見や評価が多く含まれ、公にすることにより、県と対応する外部の者が詳細な状況などを説明しなくなり、必要な情報が得られなくなる。このように、開示した場合、関係者との信頼関係を構築するのが困難となり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号に定める開示しない理由に該当する。
- (2) 行政不服審査法に基づく審査請求の関係書類は、実施機関が審査庁として審査請求に基づき審理する上での資料である。この資料は、組織としての意思決定を行う際に必要な情報であり、意思決定の過程を明らかにするものである。児童相談所に係る審査請求は、反復されるような性質の事務であって、個別の事務に関する情報を開示すると今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 審査会の判断

- (1) 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報は、実施機関の担当課所であるこども安全課が保有する申立人に関する全ての記録であり、具体的には「開示請求者に関する『こども安全課情報連絡メモ』（平成22年9月2日～平成23年3月28日）」及び「開示請求者による平成〇〇年〇〇月〇〇日付け行政不服審査請求の関係書類一式」に記載さ

れた保有個人情報である。

実施機関は、本件対象保有個人情報1の一部について条例第17条第3号又は第7号に該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2の一部について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行っているので、不開示部分の不開示情報該当性について、本件対象保有個人情報1及び2を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

(2) 条例第17条第3号該当性について

ア 条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報としている。ここで、「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と規定されていることから、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は不開示情報となるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報1のうち5ページ本文26行目から29行目には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該不開示部分については、申立人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとはいえないことから、条例第17条第3号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。したがって、当該不開示部分は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

なお、申立人は、5ページ本文26行目について、申立人の会話であることが容易に推測できるので開示すべきである旨主張するが、当該不開示部分は申立人の会話内容をそのまま記録した部分ではないことから、かかる主張は採用できない。

ウ 本件対象保有個人情報1のうち14ページ本文12行目には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、当該不開示部分については、申立人が法令の規定

により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとはいえないことから、条例第17条第3号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。したがって、当該不開示部分は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

なお、申立人は、当該不開示部分について、施設の職員名であることは容易に推測できるところ、これは申立人が知ることができている情報であるから、条例第17条第3号イに該当し、開示すべきである旨主張する。しかし、仮に、申立人がかかる情報を何らかの個別的事情により知ることができたとしても、そのことをもって申立人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとはいえないため、条例第17条第3号ただし書イに該当せず、かかる主張は採用できない。

(3) 条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報1のうち、1ページ本文29行目から30行目、2ページ本文23行目及び本文25行目から26行目、9ページ本文16行目には、実施機関の担当課所であるこども安全課の担当職員が申立人とやり取りした際の状況が、担当職員の評価又は所見と共に記載されていることが認められる。

また、本件対象保有個人情報1のうち、1ページ本文3行目から7行目、2ページ本文2行目から5行目、5ページ本文20行目から25行目、6ページの不開示部分、9ページ本文24行目から28行目、12ページの不開示部分、13ページの不開示部分、14ページ本文6行目から7行目、16ページの不開示部分、17ページの不開示部分、18ページの不開示部分には、申立人の申出事項の処理にあたり実施機関内部の課所間でなされたやり取りの状況が記載されていることが認めら

れる。

ウ　ところで、本件対象保有個人情報に記載されている「こども安全課情報連絡メモ」は、実施機関の説明によれば、こども安全課職員が外部の者と電話等で対応した際の概要を記録する文書とのことである。こども安全課は児童相談、児童虐待防止に関する企画及びその実施に関する事務等を所掌しており、かかる事務の性質上、関係者等との密接な連携が不可欠であり、そのためには関係者等との信頼関係の構築が前提となると認められるところ、当該不開示部分の記載が開示されることになると、担当職員において、今後の関係者等とのやり取りに際し、関係者等との信頼関係へ与える影響等を憂慮する余り、評価又は所見やその処理状況を記載することを差し控えることが想定され、その結果、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが強く法的保護に値する蓋然性が認められる。したがって、当該不開示部分は、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

なお、申立人は、1ページ本文29行目から30行目、5ページ本文25行目、9ページ本文16行目について、申立人の会話であることが容易に推測できるので開示すべきである旨主張するが、当該不開示部分は申立人の会話内容をそのまま記録した部分ではないことから、かかる主張は採用できない。

エ　本件対象保有個人情報2のうち、29ページの不開示部分、38ページの不開示部分、51ページの不開示部分、52ページの不開示部分には、申立人が提起した行政不服審査法に基づく審査請求に係る処分庁の弁明又は再弁明に関する事項が記載されていることが認められる。

この点、実施機関は、当該不開示部分について、組織としての意思決定を行う際に必要な情報であり、意思決定の過程を明らかにするものであるもので、開示すると今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張する。

これに対し、申立人は、当該不開示部分について、処分庁である〇〇児童相談所の主張であることは容易に推測できるところ、これは申立人が受け取っている弁明書等の要旨と同等であるため、開示しても児童の保護・処遇に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは全くない旨主張する。

そこで、当審査会において確認したところ、本件対象保有個人情報2には、処分庁から提出された弁明書又は再弁明書の写しが添付されており、これらの書面の写し

は申立人に送付されているものと認められることに鑑みると、当該不開示部分を開示することにより実質的に意思決定の過程が明らかになるとは認められず、行政不服審査法に基づく審査請求に関する今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。したがって、当該不開示部分は、条例第17条第7号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

(4) 開示すべき部分について

上記(3)エから、本件対象保有個人情報2の不開示部分(29ページの不開示部分、38ページの不開示部分、51ページの不開示部分、52ページの不開示部分)については条例が定めるいずれの不開示情報にも該当しないため、開示すべきである。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成23年 8月30日	諮問を受ける(諮問第48号)
平成23年 8月30日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年10月 4日	申立人から意見書を受理
平成23年12月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成24年 1月17日	審議
平成24年 2月14日	審議
平成24年 5月24日	審議
平成24年 6月28日	審議
平成24年 7月26日	申立人による意見陳述及び審議
平成24年 9月25日	審議

平成24年10月25日	審議
平成24年12月4日	答申